

労働かながわ

2019 11・12月号
No.722

最低賃金改正のお知らせ

最低賃金の件名	最低賃金額(時間額)	効力発生效年月日
神奈川県最低賃金	1,011円(前年比+28円)	令和元年10月1日

令和元年10月1日から、神奈川県最低賃金が時間額1,011円に改正されました。神奈川県最低賃金は、常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態を問わず、県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。なお、最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られていますので、次の賃金は対象とはなりません。

- ① 精・皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金(結婚祝金等)
- ③ 1ヶ月を超える期間毎に支払われる賃金(賞与等)
- ④ 時間外、休日労働に対する賃金、深夜割増賃金

また、神奈川労働局では、中小企業・小規模事業者向けに各種支援や無料相談を実施しています。詳しくは下記の「神奈川働き方改革推進支援センター」にお問合せください。



○神奈川働き方改革推進支援センター

電話：0120-910-090

住所：横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センタービル9階

○神奈川労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/home.html>

最低賃金についての問合せ先

神奈川労働局労働基準部賃金室 (☎045-211-7354)

神奈川県産業労働局労働部雇用労政課 労政グループ (☎045-210-5739)

事業主の皆さま、パートタイム労働者・有期雇用労働者の皆さま

パートタイム・有期雇用労働法が施行されます。
正社員と非正規社員間の不合理な待遇差が禁止されます。

2020年4月1日施行

(中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は、2021年4月1日)

同一企業内における正社員(無期雇用フルタイム労働者)と非正規社員間の不合理な待遇差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、パートタイム・有期雇用労働法や施行規則、同一労働同一賃金ガイドライン(短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針)、パートタイム・有期雇用労働指針が施行されます。

問合せ先：神奈川県神奈川労働局雇用環境・均等部指導課 ☎045-211-7380

主な内容

- 神奈川県最低賃金改正のお知らせ P. 1
- パートタイム・有期雇用労働法施行のお知らせ P. 1
- 働き方改革企業担当者交流会 P. 2
- 障がい者雇用のための企業交流会「はじめの一歩」(湘南西部・県西) P. 2
- スキルアップセミナー(在職者訓練)のご案内 P. 2
- 働き方改革関連相談強化期間 P. 3
- 職場のハラスメント相談強化月間 P. 3
- 男性の育児休業取得促進セミナー P. 4

介護離職をしないために、事前の心構えの重要性、両立のための5つのポイントそして両立には働き方の見直しが重要であることを理解するための、講演及びグループワークを開催します。

日時: 令和元年 11月26日(火) 10:00～12:00

※働きながら不妊治療を受ける従業員は増加傾向にあるといわれています。そうした従業員への理解を深めていただくため、交流会の最初の10分間で県健康増進課より妊娠や出産の現状について情報提供します。

会場: 川崎市役所 第4庁舎4階第4会議室

川崎市川崎区宮本町3-3 (JR川崎駅・京急川崎駅より徒歩約10分)

講師: 株式会社マーシャル・コンサルティング 特定社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー
上岡 由美子氏

対象: 県内事業所に勤務する人事労務担当者等 30名

※応募者多数の場合のみ抽選とし、ご参加いただけない方のみ1週間前にご連絡します。

テーマ: 「介護で離職しないための仕事と介護の両立セミナー」

申込み: 県のホームページから申込みできます。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/koryukai/index.html>

締切り: 令和元年 11月15日(金) ※締切り後も、空きがあればご応募いただけます。

問合せ先: 神奈川県産業労働局労働部雇用労政課労政グループ ☎045-210-5746

障がい者雇用のための企業交流会「はじめての一步」(湘南西部・県西地域)の開催について

県では、障がい者雇用の取組に課題や悩み等を抱える中小企業を主な対象に、既に雇用を進めている中小企業等の体験談や質問会を通して、普段は聞けない事柄を自由に聞きながら、参加企業間のつながりも作れる企業交流会「はじめての一步」を県内6ヵ所で順次開催しています。

今回、平塚市で開催する5回目は、既に障がい者雇用を進めている「先輩企業」の事例紹介や、グループワークなどを行います。障がい者雇用に取り組むきっかけとして、ぜひ御参加ください。

■日時: 12月9日(月)午後

■会場: ひらつか市民活動センター(平塚市見附町1-8)

■内容: すでに障がい者雇用を進めている「先輩企業」による雇用事例の紹介
グループワーク
交流会 など

■対象: 中小企業の経営者・人事担当者など

■定員: 30名

■参加費: 無料

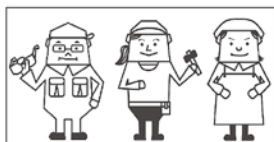
■問合せ先: 神奈川県産業労働局労働部雇用労政課障害者雇用促進グループ ☎045-210-5871

▼詳細、参加のお申込みについては県ホームページをご覧ください

障がい者雇用 はじめての一步

スキルアップセミナー(在職者訓練)のご案内

技術を身につけ、業務の充実・向上にお役立てください!



会社を強くするスキル。
あなたを強くするスキル。

県立産業技術短期大学校や職業技術校等では、主に中小企業等に在職中の方を対象に、様々な専門分野のセミナーを開催しています。仕事に必要な技術を身につけるために、スキルアップセミナーをぜひご活用ください。ご希望の多い講座内容であらかじめ日程を設定して募集する「メニュー型」と、企業や団体の方々のご要望に応じ開催する「オーダー型」の2種類のセミナーを実施しています。

【セミナー例】★工業技術分野「ティグ溶接(初級)」、「被覆アーク溶接(上級)」等 ★建築技術分野「門松の施工技術」等 ★管理・経営・階層別分野「ISO9001:2015の内部品質監査員養成講座」等、様々なセミナーを実施しています。申込み方法や内容等についての詳細はホームページをご覧ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/xa4/seminar/index.html>

神奈川県産業労働局労働部産業人材課職業能力開発グループ ☎045-210-5715

11月は「働き方改革関連相談強化期間」です

県では、10月・11月を「働き方改革関連相談強化期間」とし、働き方改革に向けた法改正等に伴うトラブルや、職場で生じている問題等の解決促進に向けて様々な事業を実施しています。ぜひ、ご利用・ご参加ください。

◆弁護士・カウンセラーによる特別労働相談会【事前予約制・来所相談】 ※無料・秘密厳守

日程	相談員・相談時間	会場	予約・問合せ	備考
11月 7日(木)	弁護士 13:30 ~ 16:30	かながわ労働センター 川崎支所	044-833-3141	【予約制・来所相談のみ】 前日までに要予約
11月13日(水)	弁護士 14:00 ~ 17:00	かながわ労働センター 湘南支所	0463-22-2711(代)	
11月14日(木)	弁護士 13:30 ~ 16:30	かながわ労働センター 本 所	045-662-6110	

次の街頭労働相談会の会場は、当日受付・予約不要です。(弁護士は予約優先)

日程	相談員・相談時間	会場	予約・問合せ
11月12日(火)	弁護士・キャリアカウンセラー 15:00 ~ 18:00	相模大野駅 南北自由通路	県央支所 046-296-7311
11月15日(金)	キャリアカウンセラー 16:00 ~ 19:00	辻堂駅 北口自由通路	湘南支所 0463-22-2711(代)
11月19日(火)	キャリアカウンセラー 14:00 ~ 17:00	イオンモール大和	県央支所 046-296-7311
11月22日(金)	キャリアカウンセラー 11:00 ~ 17:00 弁護士 14:00 ~ 17:00	川崎アゼリア 東広場	川崎支所 044-833-3141

◆労働相談110番 ※無料・秘密厳守 ☎ 045-662-6110(直通)

開催日時:11月18日(月)~ 22日(金)8:30~17:15 相談員:かながわ労働センター職員

12月は「職場のハラスメント相談強化月間」です

県では、12月を「職場のハラスメント相談強化月間」とし、弁護士による「特別労働相談会」や「職場のハラスメント相談110番」、講演会やセミナーを開催します。ぜひ、ご利用・ご参加ください。

◆弁護士による特別労働相談会【事前予約制・来所相談】 ※無料・秘密厳守

日程	相談時間	会場	予約・問合せ	備考
12月 2日(月)	14:00 ~ 17:00	かながわ労働センター 湘南支所	0463-22-2711(代)	【予約制・来所相談のみ】 前日までに要予約
12月 4日(水)	13:30 ~ 16:30	かながわ労働センター 県央支所	046-296-7311	
12月 5日(木)	13:30 ~ 16:30	かながわ労働センター 川崎支所	044-833-3141	
12月10日(火)	13:30 ~ 16:30	かながわ労働センター 本 所	045-662-6110	
12月20日(金)				

◆職場のハラスメント相談110番 ※無料・秘密厳守 ☎ 045-662-6110(直通)

開催日時:12月16日(月)~ 20日(金)8:30~17:15 相談員:かながわ労働センター職員

11・12月の講演・セミナー情報 ※無料・どなたでも受講できます

	日程	時間	テーマ	会場	問
①	11月 1日(金)	18:30 ~ 20:30	職場のハラスメント(セクハラ・マタハラ・パワハラ)	茅ヶ崎市役所	湘南
	11月 7日(木)		外国人労働者の受け入れ拡大で変わる労働条件・労働市場のあり方		
	11月13日(水)		高齢者の働き方と活躍のための環境整備		
②	11月11日(月)	14:00 ~ 16:00	同一労働同一賃金の対応に向けた社内検討・規程整備の手順と留意点	かながわ労働プラザ	本所
③	11月14日(木)	18:30 ~ 20:30	「働き方改革」の概要と制度を生かす労使関係	リンクス溝の口	川崎
④	11月22日(金)	18:30 ~ 20:30	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて	ひらつか市民活動センター	湘南
	11月28日(木)	14:00 ~ 16:00	メンタルヘルス不調の現状と対策		
	12月 3日(火)	18:30 ~ 20:30	職場におけるハラスメントの防止		
	12月 6日(金)		雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保		
⑤	11月27日(水)	15:00 ~ 17:00	いよいよ法制化！パワーハラスメント防止対策の要点	サニープレイス座間	県央
⑥	11月27日(水)	13:30 ~ 16:40	第一部 「働き方改革」について	Fプレイス(藤沢市)	湘南
			第二部 パワーハラスメントの正しい理解と企業の対応について		
⑦	12月 3日(火)	14:00 ~ 16:00	企業のパワハラ防止義務化への実務対応	川崎市産業振興会館	川崎
⑧	12月 6日(金)	14:00 ~ 17:00	職場のハラスメントの予防策と社内対応	かながわ労働プラザ	本所

※問合せ先(問)は、P7の「かながわ労働センター欄」電話番号へ

男性の育児参画は、「育児をしたい」という男性の希望の実現に加え、企業にとっても、働き方の見直しにつながるなどのメリットがあります。

そこで、企業における男性の育児休業や育児目的休暇の取得を進めるため、育休取得のメリットや地域の企業の取組事例などを紹介するセミナーが実施されます。

日 時：令和元年 12月6日（金）14:00～16:00

会 場：ラジオ日本クリエイティブ事務局 3階 A会議室（横浜市中区長者町 5-85 三共横浜ビル）

講 師：社会保険労務士法人代表 坂本 直紀氏

テーマ：男性の育児休業取得促進セミナー ～経営に活かそう、男性の育児休業～

申込・問合せ先：男性の育児休業取得促進セミナー事務局

（東京海上日動リスクコンサルティング 製品安全・環境本部内）

☎ 03-5288-6583 mail: ikumen@tokiorisk.co.jp

ホームページ：http://www.tokiorisk.co.jp/seminar/2019/ikumen2019.html

主 催：厚生労働省

後 援：神奈川県

かながわ労働情勢 8 9 月

I 電機連合神奈川地協第67回定期大会

電機連合神奈川地方協議会（小島隆洋議長、約58,000人）は、8月29日にワークピア横浜において、代議員、来賓等約200名を集め、第67回定期大会を開催した。

【運動方針の要旨】

- 1 生活の質的向上をめざす運動
- 2 雇用を守り経営対策を強化する運動
- 3 組織強化、拡大、充実をはかる運動
- 4 政策・制度の実現と政治活動の強化をはかる運動

【役員の名】

議 長 小島 隆洋（東芝労組横浜支部）
副 議 長 伊藤 恒雄（日本電気労組中研・神奈川支部）
〃 奥村 知弘（日立労組神奈川県西支部）
〃 京念 英幸（パナソニックオートモーティブシステムズ労組）
〃 杉山 徹（富士通労組プロダクトグループ）
〃 及川 政昭（三菱電機労組鎌倉支部）
事 務 局 長 佐藤 信也（日立労組ソフト支部）
事務局次長 松澤 直（日本電気労組中研・神奈川支部）

II 運輸労連神奈川県連合会第52回定期大会

全日本運輸産業労働組合神奈川県連合会（亀崎友彦執行委員長、約7,000人）は、9月7日にワークピア横浜において、代議員、来賓等約150名が出席し、第52回定期大会を開催した。

【運動方針の要旨】

- 1 賃金・労働条件の改善
- 2 政策・制度課題の前進にむけて
- 3 安定した雇用の確保
- 4 労働者の権利確保
- 5 平和と民主主義を守る
- 6 政治への取組
- 7 産別組織強化の取組
- 8 地区連絡協議会の取組
- 9 組織拡大
- 10 男女平等参画の推進
- 11 共闘関係・福祉活動の充実・強化
- 12 国際連携の強化と交流の推進

【役員の名】

執行委員長 亀崎 友彦（全日通労組）
副執行委員長 阿部 健次郎（川崎運送労組）
〃 今井 勇（ヤマト運輸労組）
〃 宇井 浩（SBSフレイトサービス労組）
〃 高橋 徹（ヤマト運輸労組）
〃 名張 徳亮（日新労組）
〃 萩原 和彦（丸全昭和運輸労組）

III 神奈川県電力総連第52回定時大会

神奈川県電力関連産業労働組合総連合（飯塚直人会長、約5,000人）は、8月22日にワークピア横浜において、代議員、来賓等約85名を集め、

第52回定時大会を開催した。

【運動方針の要旨】

- 1 「安全と健康」を最優先とした活動
- 2 電力関連産業で働く仲間の雇用と労働諸条件を守る活動
- 3 加盟組合相互の連帯と産別別組織の発展に資する活動
- 4 組合員から共感と参加の得られる活動

【役員の名】

会 長 佐藤 誠（東電労組神奈川地区本部）
副 会 長 渡邊 隼（関電工労組神奈川支部）
〃 梅澤 照正（関東電気保安協会労組神奈川支部）
〃 岩崎 豊（東電常備労組神奈川総支部）
〃 中平 道明（東電同窓電気労組）
〃 小貫 義夫（東京パワーテクノロジー労組京浜支部）
事 務 局 長 原 昌史（東電労組神奈川地区本部）

IV 神奈川労連35回定期大会

神奈川県労働組合総連合（住谷和典議長、約89,000人）は、9月8日に建設プラザかながわにおいて、第35回定期大会を開催した。

【運動方針の要旨】

- 1 要求に基づく日常的・原則的な活動の確立・強化
- 2 要求を実現するために組織を大きく強くする
- 3 くらし・職場に直結する制度政策要求・政治闘争にとりくむ

【役員の名】

議 長 住谷 和典（県国公）
副 議 長 安部 栄子（生協労連）
〃 伊藤 東一（建交労）
〃 柏木 哲哉（医労連）
〃 吉良 比呂志（建設労連）
〃 杉沢 隆宣（年金者組合）
〃 高橋 輝雄（自治労連）
〃 横関 克弘（全労連・全国一般）
事 務 局 長 山田 浩文（幹事会）

V 主要労働団体の機関開催

■連合神奈川

【第369回 五役会、第342回 執行委員会】
8月27日、第369回五役会、第342回執行委員会を開催し、次のとおり協議した。

【協議事項】

- 1 各種委員の推薦等について
- 2 連合神奈川第31回定期大会の開催について（大会招集、役員選挙、各種委員、代議員数）
- 3 連合神奈川30周年記念行事プロジェクト立ち上げについて
- 4 政治活動の取り組みについて
- 5 「連合神奈川2020地域ミニマム運動」の実施について
- 6 女性委員会今後の活動について（幹事研修会、

構成産別女性会議）

【第370回 五役会、第343回 執行委員会】
9月25日、第370回五役会、第343回執行委員会を開催し、次のとおり協議した。

【協議事項】

- 1 委員の推薦等について
- 2 2020～2021年度運動方針（案）について
- 3 政治活動の取組について
- 4 組織拡大実績の報告要請について
- 5 2019年秋季総決起集会の開催について
- 6 青年委員会当面の活動について

■神奈川労連

【第11回幹事会】

7月31日、第11回幹事会を開催し、次のことを協議した。

- 1 19年度運動方針案、秋から年末の取組
- 2 神奈川労連規約改正案
- 3 神奈川地方最低賃金審議会にむけた取組
- 4 原水爆禁止世界大会

【第12回幹事会】

8月28日、第12回幹事会を開催し、次のことを協議した。

- 1 第35回定期大会における決算報告・予算案
- 2 大会宣言案、特別決議
- 3 大会での各組織からの発言について
- 4 神奈川労連30周年記念事業

VI 主要労働組の定期大会

■三浦地区労働組合協議会

三浦地区労働組合協議会（松本智之議長、約450人）は、7月31日、三浦市役所第2分館において、代議員、来賓等11名が出席し、第51回定期大会を開催した。

【運動方針の要旨】

- 1 地域の労働者・労働組合の結集強化と、労働者の権利や賃金労働条件の維持向上に向けた運動を進める。
- 2 三浦市が「ピキニ事件」で甚大な被害を受けた歴史を持ち、「核兵器廃絶平和都市」を宣言した自治体であることを踏まえながら、核兵器廃絶、平和憲法擁護、その他平和な地域と世界の実現に向けた運動を進める。
- 3 市民と共同しながら、市民がいきいきと幸せに暮らすことができる社会づくりに向けた運動を進める。

【役員の名】

議 長 松本 智之（三浦市職労）
副 議 長 岡部 久（神奈川県職労三浦半島支部）
〃 葉山 昭文（全労連全国一般横浜三浦地協）
事 務 局 長 川原 直樹（三浦市職労）

労働委員会の動き

調整事件関係では、新規申請(あっせん)が4件(12件)、終結は4件(11件)でした。不当労働行為事件関係では、新規申立てが3件(20件)、終結は9件(27件)でした。

それぞれの事件の申請、申立て、終結状況は、次のとおりです。 ※括弧内は、令和元年の累計件数です。

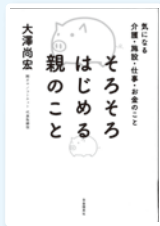
調整事件一覧(8・9月申請・終結分)

事件名	調整種別	申請者	被申請者	申請日	調整事項	終結日	終結事由
令和元年(調)第7号事件	あっせん	労働組合	学校法人(教育、学習支援業)	令和元年7月17日	・裁判における和解条項の履行	令和元年8月20日	打切
平成31年(調)第3号事件	あっせん	労働組合	株式会社(運輸業、郵便業)	平成31年4月3日	・組合員の運転業務への復帰	令和元年9月2日	解決
令和元年(調)第6号事件	あっせん	労働組合	医療法人(医療、福祉)	令和元年5月16日	・団体交渉開催の促進 ・団体交渉ルールの策定	令和元年9月2日	打切
平成31年(調)第4号事件	あっせん	労働組合	株式会社(生活関連サービス業、娯楽業)	平成31年4月18日	・組合員の原職復帰	令和元年9月19日	解決
令和元年(調)第9号事件	あっせん	労働組合	株式会社(運輸業、郵便業)	令和元年8月2日	・休憩時間は休日としないことの確認 ・連続24時間に達していない休日を公休として扱わないことの確認 ・未払賃金の支払		
令和元年(調)第10号事件	あっせん	使用者	株式会社(建設業)	令和元年8月20日	・団体交渉開催の促進		
令和元年(調)第11号事件	あっせん	労働組合	株式会社(運輸業、郵便業)	令和元年8月29日	・正社員として雇用すること		
令和元年(調)第12号事件	あっせん	労働組合	株式会社(製造業)	令和元年9月17日	・減額分の賃金支払 ・過去2年分の人事考課の是正		

不当労働行為事件一覧(8・9月申立て・終結分)

事件名	申立人	被申立人	申立日	救済申立事項	終結日	終結事由
平成29年(不)第29号事件	労働組合	株式会社(医療、福祉)	平成29年11月14日	・誠実団体交渉実施 ・第三者への交渉の委任の禁止 ・団体交渉の秘密録音の禁止 ・陳謝文の揭示	令和元年8月7日	棄却
平成29年(不)第31号事件	労働組合	株式会社(製造業)	平成29年12月7日	・誠実団体交渉実施 ・支配介入の禁止 ・陳謝文の揭示	令和元年8月7日	棄却
平成29年(不)第22号事件	労働組合	株式会社(建設業) 株式会社(建設業)	平成29年8月30日	・団体交渉応諾 ・誠実団体交渉実施 ・組合に対する誹謗中傷の禁止 ・陳謝文の揭示	令和元年8月19日	一部救済
平成31年(不)第2号事件	労働組合	有限会社(建設業)	平成31年3月12日	・直接交渉の禁止 ・陳謝文の揭示	令和元年8月19日	関与和解
平成29年(不)第23号事件	労働組合	有限会社(製造業) 株式会社(製造業)	平成29年9月14日	・団体交渉応諾 ・陳謝文の揭示	令和元年8月21日	関与和解
令和元年(不)第13号事件	労働組合	株式会社(建設業) 株式会社(建設業)	令和元年7月8日	・団体交渉応諾 ・陳謝文の揭示	令和元年8月21日	無関与和解
平成29年(不)第33号事件	労働組合	社会福祉法人(医療、福祉)	平成29年12月8日	・雇用の継続 ・賃金差別の解消 ・陳謝文の揭示・手交	令和元年9月3日	関与和解
平成30年(不)第6号事件	労働組合	医療法人(医療、福祉)	平成30年3月27日	・雇用契約更新拒否の撤回 ・陳謝文の揭示	令和元年9月5日	棄却
平成30年(不)第10号事件	労働組合	個人事業主(学術研究、専門・技術サービス業)	平成30年6月8日	・団体交渉応諾 ・陳謝文の揭示	令和元年9月5日	全部救済
令和元年(不)第18号事件	労働組合	株式会社(サービス業) 株式会社(製造業)	令和元年8月26日	・団体交渉応諾 ・陳謝文の揭示		
令和元年(不)第19号事件	労働組合	株式会社(サービス業) 有限会社(製造業)	令和元年9月5日	・団体交渉応諾 ・支配介入の禁止 ・陳謝文の揭示		
令和元年(不)第20号事件	労働組合	株式会社(運輸業、郵便業)	令和元年9月27日	・配置転換命令に係る原状回復 ・支配介入の禁止 ・陳謝文の揭示・手交		

図書紹介



そろそろはじめる親のこと

気になる介護・施設・仕事・お金のこと

大澤 尚宏
出版社 自由国民社

40~50代という社会的に安定し、充実し責任をより求められる年齢となるころ、親はいよいよ後期高齢者に入ります。そうなる、気になるのは介護のことやその施設、さらにはその金額、そして大事なことは、その間の仕事のことです。いざというときは突然にやってくる。親が70歳を超えたら真剣に考えておく必要があります。著者が、「タリフジ」に連載してきたコラムをまとめます。



企業ファースト化する日本

虚妄の「働き方改革」を問う

竹信 三恵子
出版社 岩波書店

第2次安倍政権の所信表明演説で、首相は「世界で一番企業が活躍しやすい国を目指す」と述べた。それから6年余り、雇用・労働関係でも矢継ぎ早の政策が繰り返されたが、働き方改革関連法が実施された現在、労働環境は向上しているのだろうか？
著者は、改革が「働き手が人間らしく暮らすためのもの」から「企業が生産性を上げるためのもの」にすり替わっていると、その危険性を指摘する。安倍政権の労働政策を検証し、「企業ファースト社会」に警鐘を鳴らす1冊。

シリーズ **実務に役立つ労働判例**

仮眠時間の労働時間該当性

大星ビル管理事件 最1小判平成14.2.28労働判例822号5頁

事実の概要

Xらは、不動産の管理受託及び管理受託に係る建築物の警備、設備運転保全等の業を営むY社(被告)に雇用された従業員であり、Y社が管理を受託したビルに配置され、いわゆるビルメンテナンス業務に従事していました。平成62年2月当時の労働協約には所定労働時間は原則1日7時間、休憩1時間とするが、業務の都合により4週を通じ1週平均38時間以内の範囲で就業させることがある旨の定めがありました。同年4月にY社の就業規則が改訂され勤務区分が10に区分されたものの、実際には勤務先ビルの事情に応じて変更することができるようになっており、労働協約及び就業規則の範囲内で作成された月別カレンダー及び勤務シフトに基づいて従業員らは稼働していました。

Xらは月に数回の泊り勤務をすることになっていました。泊り勤務には連続7時間ないし9時間の仮眠時間が設定されていましたが、仮眠時間中はビルからの外出は原則禁止され、仮眠室における在室や電話の接受、警報への対応が義務付けられ、飲酒も禁止されていました。Y社は泊り勤務に対して泊り勤務手当並びに仮眠中の実作業時間に対応する時間外勤務手当及び深夜勤務手当を支給していました。

Xらは、Y社に対し、仮眠時間全体が労基法上の労働時間に当たるとして、労働協約ないし就業規則所定の時間外勤務手当及び深夜就業手当の支払い又は労基法13条、37条に基づく割増賃金の支払いを求めました。

1審(東京地判平5.6.17労働判例629号10頁)はXらの請求を全部認容したためY社が控訴しました。控訴審(東京高判平8.12.5労働判例706号26頁)は、労基法32条の2の1か月変形労働時間制が適用されることを前提に請求を一部認容したため、XらとY社との双方が上告しました。

判旨

破棄差し戻し

労基法32条の労働時間とは、労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間をいい、実作業に従事していない仮眠時間(以下「不活動仮眠時間」)が労基法上の労働時間に該当するか否かは、労働者が不活動仮眠時間において使用者の指揮命令下に置かれていたものと評価することができるか否かによって客観的に定まるといふべきである。そして、不活動仮眠時間において、労働者が実作業に従事していないというだけでは、使用者の指揮命令下から離脱している

ということではできず、当該時間に労働者が労働から離れることを保障されていて初めて、労働者が使用者の指揮命令下に置かれていないものと評価することができる。したがって、不活動仮眠時間であっても労働からの解放が保障されていない場合には労基法上の労働時間に当たるといふべきである。そして、当該時間において労働契約上の役務の提供が義務付けられていると評価される場合には、労働からの解放が保障されているとはいえず、労働者は使用者の指揮命令下に置かれているというのが相当である。

Xらは、本件仮眠時間中、労働契約に基づく義務として、仮眠室における待機と警報や電話等に対して直ちに相当の対応をすることを義務付けられているのであり、実作業への従事が必要が生じた場合に限られるとしても、その必要が生じることが皆無に等しいなど実質的に上記のような義務付けがされていないと認めることができるような事情も存しないから、本件仮眠時間は全体として労働からの解放が保障されているとはいえず、労基法上の労働時間に当たるといふべきである。

解説

労基法は「労働時間」の定義規定をおきませんが、リーディングケースである三菱重工業長崎造船所(最1小判平12.3.9労働判例778号11頁)は「労働基準法32条の労働時間とは、労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間をいい、右の労働時間に該当するか否かは、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まる」とし、本件最高裁判決もこれを引用しています。

休憩時間とされている時間が、実質は手待ち時間であるとして、労基法上の労働時間該当性が肯定された例としては、すし処「杉」事件(大阪地判昭56.3.24労働経済判例速報1091号3頁)があり、店内で休憩することは可能だが客が来店すれば即座に接客を要求される寿司屋の職人の客待時間が休憩時間に当たるかについて、裁判所はこれを手待ち時間であるとして労働時間性を肯定しています。

なお、最高裁は原審が変形労働時間制の適用要件を充足しているかどうかの事実認定をしていなかったことから、原審を破棄して差し戻しをしました。

法政大学法学部講師 山本 圭子(やまもと けいこ)

いこいの村あしがら から特得プランのご案内

1 通年ゆっくりプラン(1泊)

金曜・土曜・祝前日・年末年始・夏期を除く
料金:1泊3食 9,900円~(税込)
特典:翌日の昼食付き
翌日10:00~15:00 個室のご用意

2 研修プラン

金曜・土曜・祝前日・年末年始・夏期を除く
料金:1泊2食 7,700円~(税込)
特典:会議一日一回につきコーヒーサービス
※ご宴会プランも別途、ご相談申し受けます。

ご予約
お問合せは

いこいの村あしがら

TEL 0465-82-2381
FAX 0465-82-2384
URL <http://www.ikoi.or.jp>

各プランご利用にあたって

・ご予約の際は必ずプラン名をお伝え下さい。 ・お部屋は全室和室になっております。
・入湯税は宿泊1名様につき150円別途承ります。 ・1部屋4~5名様料金です。

センターに寄せられた労働相談事例

Q 当社は、昨年社内組織を再編し、複数の事業所を統合しました。組織再編に合わせ、それまで事業所ごとに活動していた労働組合も統合したのですが、数か月後、意見の違いから少数の社員が分離し、新しい労働組合を結成したようです。先日、新しい労働組合の役員から結成届と団体交渉の申し入れを受けました。会社は社員の1割にも満たない少数の労働組合からの団体交渉に応じなければならないのでしょうか。既存の多数労組からは、少数労組を排除するような要請もあり、対応に困っています。



A 労働組合法は、使用者に対し、労働者の団結権を平等に保障する観点から、労働組合の人数に関わらず、平等に取り扱うことを求めています。使用者は、事業所に複数の労働組合がある場合、それぞれ独自の交渉相手として承認、尊重し、すべての場面で中立的でかつ平等な態度をとることが求められます。その労働組合の性格、傾向や従来の運動路線のいかんによって差別的な取扱いをすることは許されません。(日産自動車事件 最高裁三小昭60.4.23)

使用者が、いずれか一方の労働組合を優遇、他方を実質的に排除するような態度(例えば、団体交渉が形式的であるなど)で臨んだ場合、排除された労働組合は、組合の弱体化を図る意図や、誠実に交渉する義務に反するとして、労働委員会に不当労働行為の救済申立てをする場合があります。

また、団体交渉で労使が合意した内容を書面にしたものを「労働協約」といいますが、「労働協約」の内容は、原則として締結した労働組合の組合員のみにも適用されます。一方、労働組合法第17条では、事業所の同種の労働者の4分の3に適用される「労働協約」は、その事業所で働く同種の労働者すべてに拡張して適用されると規定しています。ただし、裁判例や学説は分かれています。拡張して適用されるのは、労働組合に加入していない労働者に対してのみで、独自の団体交渉や労働協約を締結する権利を持つ、別の労働組合の組合員には適用されないと解するのが有力となっています。

上記のことは、社員が会社外の一人でも入れる労働組合(合同労組やユニオン)に加入し、団体交渉を求めた場合も同じです。

複数の労働組合と同時並行して団体交渉を実施することは、その内容も多岐にわたることが予想され、会社にとっては負担感が増すと思われるかもしれませんが、いずれの労働組合に対しても中立、平等を心掛け、十分な協議に努めてください。

なお、団体交渉がうまく進まない場合、労働委員会のあっせん制度があり、使用者からも申請することができます。

《 11月の街頭労働相談会 》※無料・秘密厳守

日 時	会 場	問	日 時	会 場	問	日 時	会 場	問
11月1日(金) 10時～16時	鎌倉市役所	本所	11月12日(火) 11時～19時	相模大野駅南北自由通路	県央	11月19日(火) 10時～17時	イオンモール大和	県央
11月5日(火) 11時～17時	相武台前駅	県央	11月14日(木) 10時～16時	逗子市役所	本所	11月19日(火) 12時～18時	平塚駅北口駅前広場	湘南
11月7日(木) ～8日(金) 12時～19時	京急・上大岡駅	本所	11月15日(金) 12時～19時	辻堂駅北口自由通路	湘南	11月21日(木) 10時30分 ～16時30分	横須賀モアーズシティ	本所
						11月22日(金) 11時～17時	川崎アゼリア東広場	川崎

*労働相談は下記の本所・各支所でお受けしています。

かながわ労働センター (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/cnt/f7579/>)

本 所	横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ2階	☎ 045-633-6110(代)
川崎支所	川崎市高津区溝口1-6-12 リンクス溝の口1階	☎ 044-833-3141
県央支所	厚木市水引2-3-1 県厚木合同庁舎3号館2階	☎ 046-296-7311
湘南支所	平塚市西八幡1-3-1 県平塚合同庁舎別館	☎ 0463-22-2711(代)

〈中央ろうきん〉があなたの資産づくりを応援します!

ろうきんで つみたてNISA

毎月の積み立てで購入した投資信託の売却時の値上り益と、分配時の普通分配金にかかる税金が非課税に!!

ろうきんのつみたてNISAの特徴

非課税 毎年40万円の非課税投資枠 最長20年間の非課税期間を活用!!	低コスト 販売手数料が無料 信託報酬も低く	積立 毎月コツコツ5千円から はじめられる!!
--	------------------------------------	--------------------------------------

こんな方にオススメ

- 初めて投資信託の利用を考えている方
- 将来を見据えて、積み立てでコツコツ資産形成したい方



ろうきん つみたてNISA 募集

投資信託に関する重要事項 ● 投資信託は預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。また、投資者保護基金の支払いの対象ではありません。投資者保護基金とは、証券会社の経営が破綻したときに、顧客に対する支払いの保証をする制度です。● 投資信託は株式、公社債などの種別のある証券等(外国証券を組入し対象としたファンドは為替変動リスクもあります。)に投資しますので基準価額は変動します。よって、元本および収益金は保証されておりません。● 投資信託のご購入、保有、換金に関しては、各種手数料(お申込金額に対して最大3.0%(税込)のお申込手数料、販売手数料、販売手数料、販売手数料、販売手数料)の信託報酬に最大0.5%の信託報酬、その他運用に係る費用(信託報酬、有価証券売買手数料等)が加算されるため、事前に利率、上限額を示すことができます。商品ごとに費用が異なりますので、投資信託説明書(交付目録見書)・目録見書等でご確認ください。● 投資した資産に生じた利益および損失はすべてお客様に帰属します。● 過去の運用実績は、将来の運用結果を約束するものではありません。● 投資信託はあらかじめ決められた受益権の口数を下回ることになった場合、もしくは巨額損失を解消することが受益者のために有利であると認められたとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、委託会社と受益会社が合意のうえ信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。● 当金庫はご購入、換金のお申込みについて取扱いは各運用会社が異なります。● 投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフの規定の適用はありません。● ご購入の際は投資信託説明書(交付目録見書)・目録見書等をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。● 投資信託説明書(交付目録見書)・目録見書等については、営業店(ローンセンターを除く)にご用命しております。ただし、インターネット専用ファンドについては、インターネットによる電子交付となります。

つみたてNISAに関する重要事項 ● 「一般NISA」と「つみたてNISA」は選択制であり、同一年に両方の適用を受けることはできません。「一般NISA」と「つみたてNISA」の変更を行う場合は隔年単位となります。● 累積投資契約(特定定期積立サービス)に基づき定期かつ継続的な方法により対象商品を買い付けいただくことが必要です。● 「つみたてNISA」は「一般NISA」と異なり、ロールオーバーは行いません。● 「つみたてNISA」に関する累積投資契約(特定定期積立サービス)により目付した投資信託の信託報酬等の積算値を原則として年1回通知いたします。● 基準経過年日(つみたてNISA口座に初めて累積投資決定を行った日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日)にこの日にお名前・ご住所について確認を行います。確認期間(基準経過年日から1年を経過する日まで)に当該確認ができない場合には、累積投資決定への投資信託等の受入れができなくなる可能性があります。

PCまたはスマホで予約 毎月第3土曜日10時~17時 **相談会の日** お問い合わせは〔お客様相談デスク〕 ☎ 0120-86-6956 (平日9:00~18:00) **ろうきん** 2019年10月1日現在

こくみん共済 NEWS

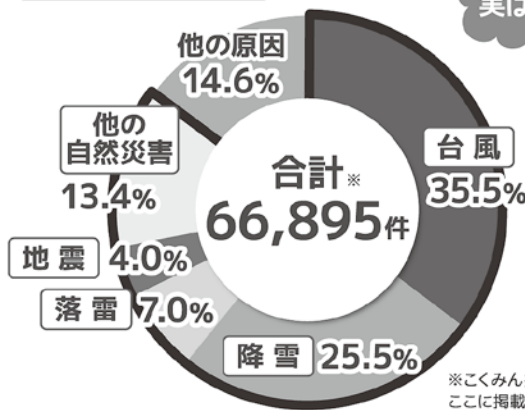
2019年6月、全労済から「こくみん共済 coop」へ

住まいる共済 火災共済・自然災害共済
風水害等給付付付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済

広告

自然災害への備えは充分ですか?

原因別お支払件数



実は... 共済金お支払いの約85%が自然災害によるものです!

自然災害共済
をおすすめします!



※こくみん共済 coop 2017年度「住まいに関する共済金」原因別お支払件数ここに掲載している内容は、制度の概要を説明したものです。詳細は「ご契約のしおり」などをご確認ください。

こくみん共済 (全労済)
全国労働者共済生活協同組合

神奈川推進本部 「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。 14198011

労働かながわ

令和元年11月1日発行 第722号
発行所/神奈川県産業労働局労働部雇用労政課
〒231-8588 (住所不要)
TEL 045-210-5739 (ダイヤルイン)
FAX 045-210-8873

住所、宛先などの変更のご希望や労働かながわに対するご意見、ご希望、ご感想をお待ちしております。
●産業労働局労働部雇用労政課への問合せフォームをご利用ください。
<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0607/>

職場の皆様にご覧してお読みください。